（研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第十一条　研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（廃止措置計画の認可の申請） **第百十一条**　法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～三　（略） 四　燃料体の炉心等からの取出しの状況 五・六　（略） 七　廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 八～十四　（略） 2　前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一　（削る） 二～七　（略） 八　（削る） 3　特定研究開発段階発電用原子炉（燃料体が炉心等から取り出されていない令第一条第一号に掲げる発電用原子炉をいう。第百十四条第二項において同じ。）について法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に記載する廃止措置計画に、同項第四号に掲げる事項に代えて、燃料体を炉心等から取り出す方法及び時期について定めなければならない。 4　前項の場合には、第一項の申請書には、燃料体を炉心等から取り出す工程に関する説明書を添付しなければならない。 5　（略） （廃止措置計画の変更の認可の申請） **第百十二条**　法第四十三条の三の三十四第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～三　（略） 四　変更に係る前条第一項第四号から第十四号までに掲げる事項 五　（略） 2　前項の申請書には、前条第一項第四号から第十四号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。 3・4　（略）	（廃止措置計画の認可の申請） **第百十一条**　法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～三　（略） （新設） 四・五　（略） （新設） 六～十二　（略） 2　前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一　既に燃料体が炉心等から取り出されていることを明らかにする資料 二～八　（略） 九　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十　（略） 3　特定研究開発段階発電用原子炉（燃料体が炉心等から取り出されていない令第一条第一号に掲げる発電用原子炉をいう。第百十四条第二項において同じ。）について法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に記載する廃止措置計画に、同項各号に掲げる事項のほか、燃料体を炉心等から取り出す方法及び時期について定めなければならない。 4　前項の場合には、第一項の申請書には、第二項第一号に掲げる書類又は図面に代えて、燃料体を炉心等から取り出す工程に関する説明書を添付しなければならない。 5　（略） （廃止措置計画の変更の認可の申請） **第百十二条**　法第四十三条の三の三十四第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～三　（略） 四　変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項 五　（略） 2　前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。 3・4　（略）